

5-1 経営基本方針

下水道事業は、市民の快適な暮らしの確保をはじめ、水質保全や若者の定着に向けたまちづくりの観点から、重要な施策として整備を進めてきました。現在整備中の公共下水道事業も令和5年度の管渠整備概成を予定していることから、今後は、管渠や施設の更新・修繕など、施設を良好な状態で維持するためのアセットマネジメントが重要となってきます。今後も持続可能なサービスの提供及び経営を行っていくため、次の3点を経営基本方針とし取り組んでまいります。

経営基本方針

事業の効率化

安定した事業経営を実現するためには、収入と支出のバランスを考慮した中長期的な投資・財政計画により、将来を見据える必要があります。水洗化率の向上や不明水の削減、民間活力の導入に向けた取組など、さらなる事業の効率化を目指します。

適正な施設の管理

管渠の更新や処理施設の長寿命化・機能強化を計画的に行い、持続的な下水道サービスを提供します。さらに、施設の統廃合などを具体的に検討し、効率的かつ適正な施設管理を行っていきます。

人材の育成と技術力の確保

職員研修の充実により育成と技術力を確保しつつ、官民連携により下水道事業サービスを安定的に提供します。

5-2 取組の概要

5-2-1 財源の確保と経費の削減

(1)水洗化率の向上

水洗化率は、下水道使用料収入に大きく影響を与えます。現在、集合処理下水道事業の水洗化率は約 80%であり、広報活動や補助金制度を活用しながら接続率の向上に努めます。

(2)不明水の削減（有収率の向上）

管渠の接合部分などから流入する不明水は、令和3年度で1,133,502 m³であり、処理水量の約19%を占めています。管路の調査・点検を行い、地下水などの流入箇所を特定するとともに、適切な対策を講じ、不明水の削減に努めます。

(3)民間活力の導入

令和4年度から、処理施設の維持管理業務委託を複数年契約としました。今後、民間活力を活かした効率的な経営を実現させるため、包括的民間委託導入に向けて検討します。

(4)適正な使用料のあり方の検討

維持管理費に対する経費回収率が100%となるよう、令和5年10月から料金改定を行います。改定後においては、経費回収率の動向や今後の経営状況及び社会経済情勢を把握し、下水道使用料の体系・金額が適正なものであるか定期的に検証し、4年ごとに使用料の見直しを行います。

表 5-1 改定使用料金表（1か月あたり・税込）

区分	排出汚水量	使用料
基本使用料		1,573 円
従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ から 10 m ³	50 円
	11 m ³ から 50 m ³	217 円
	51 m ³ から 100 m ³	228 円
	100 m ³ から 400 m ³	232 円
	401 m ³ 以上	244 円

(5)経営等に係る情報提供と市民等の意見の反映

令和2年度から地方公営企業法を適用したことから、経営・資産の状況が「見える化」されました。経営及び施設の状況などを市民・下水道使用者に理解いただくため、広報紙やホームページなどにより情報提供を行っていきます。また、使用者の適正な下水道の使用がコスト削減や経費の圧縮につながることを周知・啓蒙し、使用者の経営への参加意識を高めていきます。

さらに、上下水道運営審議会や上下水道モニターなどを通して、市民の下水道事業全般に係る意見を経営に反映していきます。

5-2-2 適正な施設の管理及び汚水処理施設統廃合計画の策定・実施

処理施設については、老朽化の現状を的確に把握し、長寿命化及び機能強化を行っていくとともに、人口減少を見据えながら施設規模の適正化を図っていきます。また、特に処理施設が点在している農業集落排水事業においては、各施設の処理能力に対する処理水量や近隣処理施設の状況などを勘案し、施設の統廃合計画を策定します。さらに、農業集落排水処理区の公共下水道処理区への編入などについても検証し、合理化を進めていきます。

管渠については、より詳細な台帳を整備するとともに、これから耐用年数の経過を迎えるにあたり、今後の更新に向けた調査・設計を行います。

5-2-3 広域化・共同化の推進

全都道府県で令和4年度までに「広域化・共同化計画」策定が要請されており、宮城県においては県内全市町村が参加する検討会を設立しています。本市は登米・栗原ブロックに属し、取組事項について関係機関と協議・調整し、実施していきます。具体的な取組として、広域汚泥処理の検討や業務継続計画（BCP）の共同策定等が予定されています。

5-2-4 危機管理体制の強化

台風や近年の豪雨などにより、各地で下水道施設の浸水被害が発生しています。災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による市民生活等への影響を最小限に抑制するため、ハード・ソフト両面による下水道施設の施設浸水対策を実施する必要があります。

ハード面となる耐水化対策においては、河川氾濫などによる浸水域と施設の位置・構造などを踏まえ対策を検討します。また、ソフト面においては、災害時の業務継続と、事業が中断した場合の早期復旧を目的に、業務継続計画（BCP）を策定します。

5-2-5 人材の育成と技術力の確保

下水道事業においては、計画策定から設計・建設、維持管理、運営に至るまで、多岐にわたる専門知識と技術力が従事する職員に求められます。地方共同法人日本下水道事業団などが主催する外部研修や、職員同士の内部教育を積極的に行っており、技術を継承し職員を育成します。

また、退職や人員削減、人事異動により失われる職員の技術力を補う手段として、施設の維持管理を行う民間業者の技術力を生かし、専門的な知識やデータを蓄積していきます。

5-3 数値目標

公営企業は「独立採算が原則」であり、適正な使用料収入の確保と、効率的な事業運営を行います。

今後の維持管理費の低減に向けた取り組みと合わせ、将来的な基準外繰入の解消及び資産維持費の確保を実現するための第一段階として、令和3年度決算における維持管理費に対する経費回収率80.6%から、令和7年度までに「維持管理費に対する経費回収率100%」を数値目標とし、その後も100%を維持していけるよう、下水道使用料による自立経営を目指します。

また、令和3年度末の汚水処理人口普及率は84.5%であり、登米市下水道基本構想に掲げている令和17年度「汚水処理人口普及率91.6%」を目指し、管渠や合併処理浄化槽整備を進めているところです。管渠整備が完了した地域においては、速やかに下水道へ接続するよう周知を行います。加えて、すでに整備が完了している地域においては、水洗化率が低い処理区もあることから、下水道への接続について積極的に周知・啓蒙活動を行います。

6-1 投資計画

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業においては、令和5年度に汚水管渠整備が概成する予定です。以降については、浄化槽の新規整備（年80基程度）を継続していきます。また、雨水管路整備は、令和6年度完成予定です。

改築更新については、平成24年度に「登米市農業集落排水施設最適整備構想」を、令和元年度に「登米市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定しており、計画的に改築更新を行っています。今後策定予定の汚水処理施設統廃合計画との整合性を図り、計画の見直し等を行いながら効率的に改築更新を行います。

経営戦略期間内の事業費は約67億6千万円です。その財源は、国・県補助金と企業債で98%を占めており、今後も有利な財源を活用し事業を進めていきます。

図6-1 建設改良費の事業別内訳

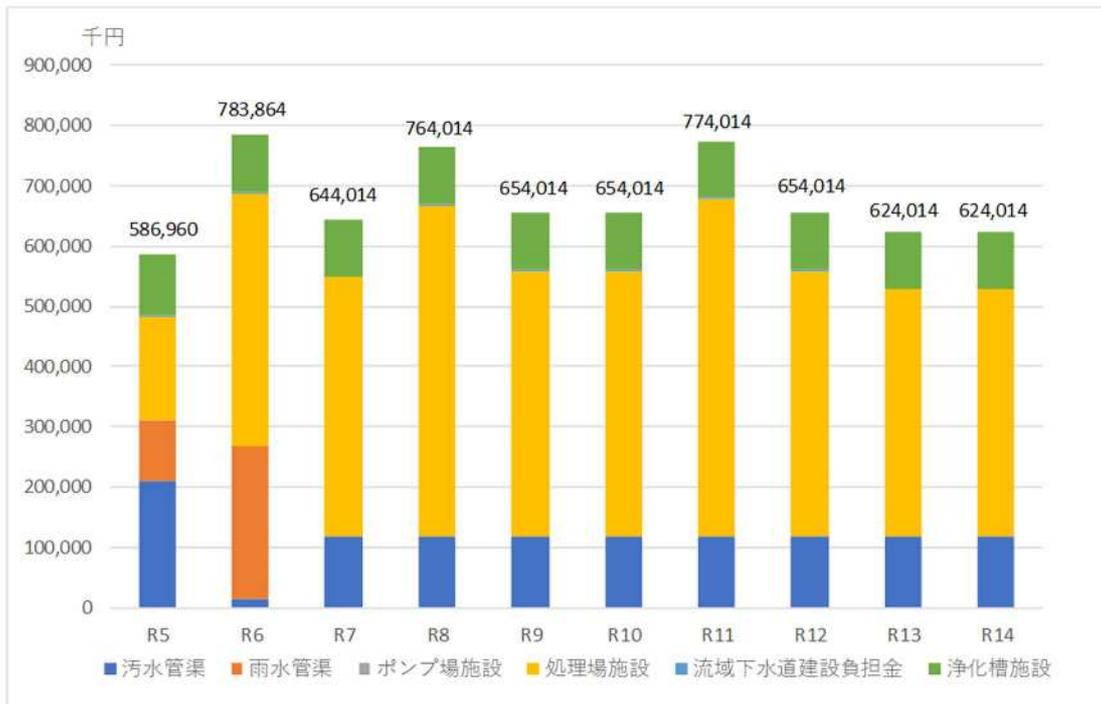
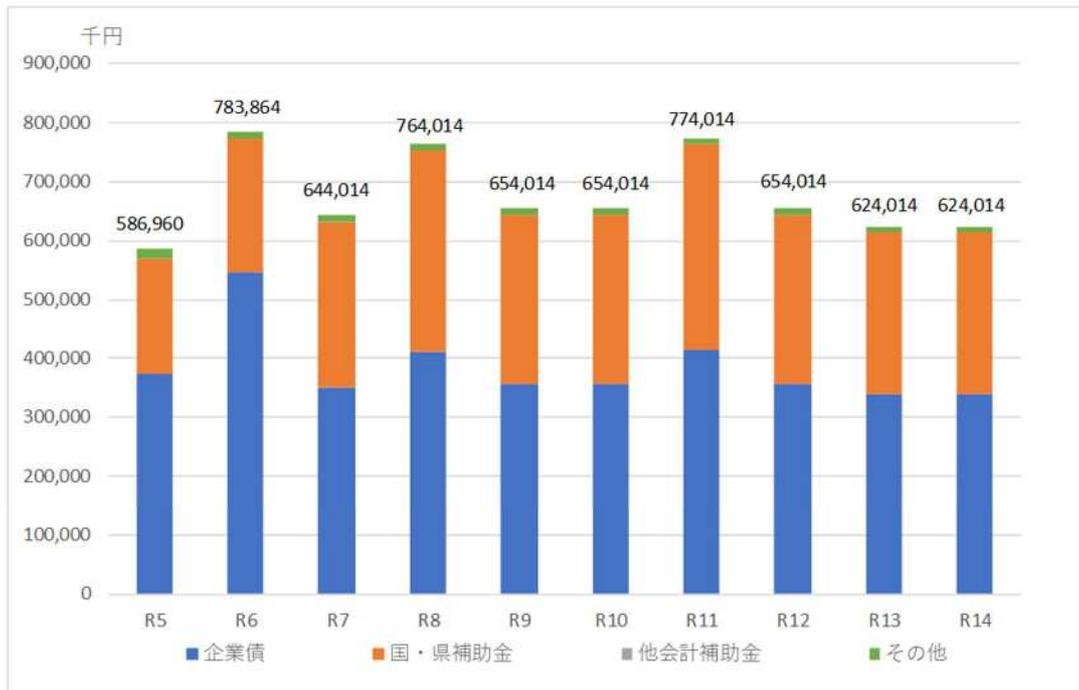


図 6-2 建設改良費の財源内訳



6-2 財政計画（収支計画）

6-2-1 財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）については、次項のとおりです。

区分	年度 (決算)	年度											
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
資本的収入	1. 企業費平準化債	1,521,100	1,645,600	1,220,900	1,376,600	1,126,500	1,241,200	1,149,900	1,040,200	1,061,600	519,100	368,500	340,800
	うち資本費平準化債	750,000	740,000	720,000	668,500	595,700	500,200	400,600	318,400	261,200	163,400	27,700	
	2. 他会計出資金	384,217	387,904	400,275	405,122	493,995	566,375	630,977	653,728	655,398	623,287	623,108	501,618
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
資本的収入	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	288,786	326,106	207,047	227,811	283,484	343,396	288,055	288,055	348,055	288,055	273,055	273,055
	7. 固定資産売却代金	35,133	37,511	22,712	32,023	27,028	22,202	17,622	13,042	8,463	8,463	8,463	8,463
	8. 工事負担金	18,635	20,877	22,675	22,126	22,124	22,036	22,256					
	9. その他	2,247,871	2,417,998	1,873,609	2,063,682	1,953,131	2,195,209	2,108,810	1,995,025	2,073,516	1,438,905	1,273,126	1,123,936
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
	純計 (A)-(B)	2,247,871	2,417,998	1,873,609	2,063,682	1,953,131	2,195,209	2,108,810	1,995,025	2,073,516	1,438,905	1,273,126	1,123,936
	1. 建設改良費	966,918	1,316,751	622,299	821,155	681,940	802,586	693,241	693,908	814,585	695,275	665,976	666,690
	うち職員給与	36,087	31,417	30,738	37,291	37,926	38,572	39,227	39,894	40,571	41,261	41,962	42,676
	2. 企業債償還金	2,172,721	2,185,422	2,203,957	2,216,362	2,199,336	2,334,932	2,363,714	2,255,361	2,222,330	1,710,406	1,578,939	1,434,457
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他	30,986	22,206	12,879	1,283	430	342						
	純計 (D)	3,170,625	3,524,379	2,838,135	3,038,800	2,881,706	3,137,860	3,056,955	2,949,269	3,036,915	2,405,681	2,244,915	2,101,147
	(E)のうち収入額が資本的支出額に不足する額	922,754	1,106,381	965,526	975,118	928,575	942,651	948,145	954,244	963,399	966,776	971,789	977,211
補填財源	1. 損益勘定留保資金	865,764	1,081,888	935,206	929,490	900,268	908,434	918,501	922,160	925,445	934,277	940,653	946,075
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	56,990	24,493	30,320	45,628	28,307	34,217	29,644	32,084	37,954	32,499	31,136	31,136
	純計 (F)	922,754	1,106,381	965,526	975,118	928,575	942,651	948,145	954,244	963,399	966,776	971,789	977,211
他会計借入金残高	(E)-(F)												
	企業債残高(H)	25,941,488	25,443,366	24,460,309	23,620,547	22,547,711	21,453,979	20,240,165	19,025,004	17,864,274	16,672,968	15,462,529	14,368,872
	純計	1,947,441	1,952,910	1,946,900	1,667,823	1,691,889	1,757,970	1,810,340	1,824,938	1,821,633	1,779,254	1,773,705	1,639,503

区分	年度	年度											
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収支分	収益的収支分	1,563,224	1,565,006	1,546,625	1,262,701	1,197,894	1,191,595	1,179,363	1,171,210	1,166,235	1,155,967	1,150,597	1,137,885
	うち基準内繰入金	1,068,817	1,058,909	1,055,800	969,594	896,760	889,980	856,118	914,397	928,364	952,472	971,547	972,886
	うち基準外繰入金	494,407	506,097	490,825	293,107	301,134	301,615	323,245	256,813	237,871	203,495	179,050	164,999
資本的収支分	資本的収支分	384,217	387,904	400,275	405,122	493,995	566,375	630,977	653,728	655,398	623,287	623,108	501,618
	うち基準内繰入金	168,313	181,351	164,011	158,485	157,828	148,470	172,585	101,361	74,812	45,357	19,423	8,538
	うち基準外繰入金	215,904	206,553	236,264	246,637	336,167	417,905	458,392	552,367	580,586	577,930	603,685	493,080
合計		1,947,441	1,952,910	1,946,900	1,667,823	1,691,889	1,757,970	1,810,340	1,824,938	1,821,633	1,779,254	1,773,705	1,639,503

6-2-2 財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

(1)収支計画のうち投資についての説明

<公共下水道事業>

- ・汚水管渠整備整備事業は、令和5年度に概成する予定です。その後は、処理施設の改築更新が主となります。
- ・登米市公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、適切な施設の維持・補修を行っていきます。
- ・迫町大東地区雨水対策事業は、令和6年度の完了を見込んでいます。

<農業集落排水事業>

- ・平成29年度に整備が完了しており、処理施設の改築更新が主となっています。
- ・機能強化事業は、24処理施設のうち老朽化した施設から順次実施していきます。

<浄化槽整備推進事業>

- ・年80基の浄化槽新規整備の実施を継続していきます。

(2)収支計画のうち財源についての説明

<収益的収入>

- ・使用料収入は、処理区域内人口の減少や新規接続、整備完了処理区の接続率向上等を加味した上で、将来の有収水量を推計し、令和5年10月から新料金体系の使用料で算定しています。新使用料体系は、維持管理費に対し100%の経費回収率となるよう、改定を行っています。
- ・一般会計繰入金は、基準内繰入金のほか、資本費に対し使用料収入が不足する分を基準外繰入金として繰り入れる計画としています。

<資本的収入>

- ・資本的支出に係る財源は、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」、農林水産省の「農山漁村地域整備交付金」及び環境省の「循環型社会形成推進交付金」を見込んでいるほか、企業債の借入、資本費平準化債の活用、受益者負担金・分担金での財源確保を見込んでいます。また、一般会計繰入金については、企業債償還金に係る基準内繰入金に加え、なお不足する分に充てるため基準外繰入金を見込んでいます。

(3)収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<民間の活力の活用に関する事項>

・令和4年度から、処理施設維持管理業務について複数年での民間委託を実施しています。

<職員給与費に関する事項>

・令和4年度の21人体制を基本とし、職員給与費については昇給率を乗じて算出しています。

<動力費に関する事項>

・令和2年度から令和4年度までの動力費の平均金額を基礎額とし、年当たりの物価上昇率を乗じて算出しています。

<修繕費に関する事項>

・償却資産（修繕工事の対象となる建物、構築物、機械及び装置）の帳簿価額に、令和2年度から令和4年度までの帳簿価額に対する事業ごとの修繕費の割合を乗じ算出しています。

<委託費に関する事項>

・施設維持管理業務に係る委託料は契約期間を3年間とし、契約更新時に3年間の物価上昇率を乗じることで算出しています。施設維持管理業務以外の委託料は令和4年度予算額を基礎額として、物価上昇率を乗じることで算出しています。

<その他>

・その他の維持管理費は、令和4年度予算額を基準額とし、物価上昇率を乗じて算出しています。

第7章 今後検討予定の取組

経費の更なる削減や財源の確保について、今後検討予定の取組は下記のとおりです。

7-1 投資についての検討

広域化・共同化・最適化に関する事項	宮城県において策定する「広域化・共同化計画」により、広域汚泥処理等の検討を行います。また、市内においては、今後策定予定の汚水処理施設統廃合計画により、事業内の統廃合にとどまらず、事業を越えた統廃合について検討します。
投資の平準化に関する事項	今後は、既存施設の改築更新が主となります。各年度における総事業費の平準化を図りながら実施してきます。

7-2 財源についての検討

使用料の見直しに関する事項	維持管理費に係る経費回収率が100%となるよう、令和5年10月から使用料の改定を行います。今後も毎年度回収率について確認・検証を行い、4年ごとに見直しを行います。
資産活用による収入増加の取組について	汚水処理施設統廃合計画により、使用しなくなる処理施設やその土地について、有効な資産活用を検討します。
その他の取組	国の補助事業の活用など、適切な財源の確保に努めます。

7-3 投資以外の経費についての検討

<p>民間活力の活用に関する事項</p>	<p>令和4年度から、処理施設の維持管理業務委託を複数年契約としており、今後、包括的民間委託導入に向けて検討します。また、排水設備等工事事業者の申請受付等についても、民間委託を検討します。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>機器更新時における省電力機器の導入等、経費の削減を図っていきます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>集約業務として契約できるものについては集約を検討し、それぞれ経費の削減に努めます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>下水道使用料の徴収業務を市水道事業に委託し、事務の効率化を図っているところです。委託業者と連携し、使用料の適正な徴収に努めます。また、収入の増加を目的とした未接続者に対する接続への啓蒙、個別訪問、補助金制度の活用推進などを積極的に行い、接続率の更なる向上に努めます。</p> <p>カーボンニュートラルへの取組として、新しい技術の導入や下水汚泥の更なる有効活用を検討します。</p>

8-1 進捗管理と事後検証

経営戦略は、予測を行った数値に対して、定期的かつ定量的に検証を行い、今後の計画の見直しに反映させる進捗管理が必要です。「計画策定」「事業実施」「評価・検証」「改善・見直し」のサイクルにより、毎年確認を行い管理していきます。財政計画は、現時点における計画などに基づいて試算しており、今後の社会情勢の変化などにより計画内容を更新していきます。

経営戦略の改定は、基本的には概ね3年から5年後に行うものとしします。なお、計画の目標値と毎年度の事業実績とに乖離が生じている場合には、改善策の検討を行い、乖離が大きい場合等は必要に応じて見直しを行うものとしします。



9-1 用語説明

主な用語について説明します。

用語	読み方	解説
維持管理費	いじかんりひ	事業の管理運営に必要な経費のこと。職員の給与費や処理施設の電気代、動力費、委託費、修繕費などのこと。
一般会計繰入金	いっばんかいけ いくりいれきん	地方公営企業法第17条の2「経営負担の原則」に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。総務省より示される繰出基準によるもの（基準内繰出）と、それ以外のもの（基準外繰出）とに分類される。
営業収益	えいぎょうしゅ うえき	主たる営業活動から生じる収益。下水道使用料、他会計負担金等が計上される。
営業外収益	いぎょうがいし ゅうえき	銀行口座の受取利息など、営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が計上される。
営業費用	えいぎょうひよ う	主たる営業活動のために生じる費用。管渠費、ポンプ場費、処理場費、業務費、総係費、減価償却費等が計上される。
営業外費用	えいぎょうがい ひよう	企業債の支払利息等、営業活動以外の活動によって生じる費用。支払利息、雑支出等が計上される。
汚水	おすい	それぞれの家庭で使った生活雑排水や水洗トイレからのし尿、事業所等から出される排水のこと。
汚水処理施設	おすいしよりし せつ	家庭や事業所等から出る汚水を処理する施設の総称で、浄化センターや浄化槽を指す。
合併処理浄化槽	がっぺいしより じょうかそう	し尿と台所、風呂、洗濯等の生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。

用語	読み方	解説
管渠	かんきょ	主に道路内に敷設される下水道管のことを指す。汚水管、雨水管等の種類がある。
管路	かんろ	汚水を集めて污水处理場や放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称。管渠やマンホール、家庭から汚水を管渠に流す取付管等により構成される。
企業会計	きぎょうかいけい	企業会計原則に基づき、一般企業と同様に複式簿記及び発生主義を採用した経理方式。本市では、水道事業、下水道事業、病院事業、老人保健施設事業が該当する。
企業債	きぎょうさい	地方公営企業の資産取得等の財源として長期に借り入れる地方債のこと。
企業債償還金	きぎょうさいし ょうかんきん	企業債に対する返済金のこと。元金の支払額を企業債償還金といい、資金的支出に計上する。利子の支払額は企業債利息といい、収益的支出に計上する。
基本使用料	きほんしやうり ょう	汚水排出量に関係なく必要となる経費に対する使用料。
経営指標	けいえいしひょ う	経営分析を行うにあたり、具体的に事業の実態がどうなっているか把握するため、財務諸表等の数値から適切な経営判断をする項目。
経営戦略	けいえいせんり やく	将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な投資・財政計画。
下水道使用料	げすいどうしよ うりょう	下水道の維持管理費等の経費に充てるため、条例に基づき使用者から徴収する使用料。原則、水道使用量に応じて積算される。
建設改良費	けんせつかいり ょうひ	主に下水道の施設整備や改築更新に使用される経費。
広域化	こういきか	事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化の多様な形態等、市町村の連携体制を構築すること。

用語	読み方	解説
公共下水道	こうきょうげすいどう	市街地の汚水を浄化センターで処理して河川に放出するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道。
収益的収入・支出	しゅうえきてきしゅうにゅう・ししゅつ	その年度の営業活動に伴い収益とそれに対応する費用。損益計算は、これに基づいて行われる。
資本的収入・支出	しほんてきしゅうにゅう・ししゅつ	効果が次年度以降に及び将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入のこと。
従量使用料	じゅうりょうしゅうりょう	汚水排出量に応じて必要となる経費に対する使用料。
出資金	しゅっしきん	地方公営企業法第 18 条に基づき、一般会計から公営企業の特別会計に出資されたものをいい、公営企業の自己資本金となる。
処理区域内人口	しよりくいきないじんこう	供用が開始され公示が済んだ区域内の人口のこと。
水洗化人口	すいせんかじんこう	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置している（水洗化を完了している）人口のこと。
ストックマネジメント	すとっくまねじめんと	既存の構造物（ストック）を有効活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
耐用年数	たいようねんすう	施設等が使用に耐えうる年数。管渠等はおおむね 50 年、機械・電気設備はおおむね 10～30 年とされている。
地方公営企業法	ちほうこうえいきぎょうほう	常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するため、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定める地方公営企業の基本法。

用語	読み方	解説
特別利益・損失	とくべつりえき・そんしつ	事業の通常の経営に伴うものではなく、発生の事実が過年度に属する収入・支出や、災害損失等のため臨時の支出など、経常的な損益計算に算入されないもの。
不明水	ふめいすい	污水管に何らかの理由で流れ込んできた雨水や地下水等で、処理水量から有収水量を除いた水量のこと。
包括的民間委託	ほうかつてきみんかんいたく	民間事業者が一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、施設の運転・維持管理について受託者の裁量に任せられる、性能発注の考え方に基づく委託方式。
ポンプ場	ぽんぷじょう	管渠が深い場合や地形的に自然流下が困難な場合等に、汚水を汲み上げるために設ける施設のこと。
有収水量	ゆうしゅうすいりょう	下水道使用料によって収益がある汚水量のこと。

